

財務省
農林水産省告示第一号
経済産業省

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、同法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払いその他の条件を次のとおり定め、平成二十年十月一日から適用する。

平成二十年七月十四日

財務大臣 額賀福志郎

農林水産大臣 若林 正俊

経済産業大臣 甘利 明

（用語）

第一条 この告示において使用する用語は、株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（金銭の支払いの方法）

第二条 指定金融機関は、公庫と法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引（以下「特定取引」という。）を行う場合は、公庫に対し、次条に定める方法により計算した額の金銭（以下「補償料」という。）を支払わなければならない。

2 前項の場合において、指定金融機関は、特定取引の対象となる債権（以下「対象債権」という。）ごとに計算した補償料を一括して支払わなければならない。

（補償料の額）

第三条 対象債権に係る補償料の額は、次の各号に定める場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める算式により算出した額とする。

一 対象債権について一括して償還を受ける旨の契約を締結している場合（手形の割引又は手形の引受けの場合を含む。） 付録第一に定める算式

二 対象債権について分割して償還を受ける旨の契約を締結している場合 付録第二に定める算式
（補償料率）

第四条 対象債権に係る年間補償料率は、〇・三パーセントとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつ

ては、当該各号に掲げる率とする。

- 一 対象債権が法別表第一第十四号の中欄に掲げる者及び株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十一年政令第四百十三号）第一条第二号イから又までに掲げる者に係るものである場合　〇・一パーセント
- 二 対象債権が法別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に係るもの（前号に該当するものを除く。）である場合　〇・二パーセント

（主務大臣が定める割合）

第五条　法第二十一条第一項第二号の主務大臣が定める割合は、百分の八十とする。

（公庫へ納付する額）

第六条　法第二十一条第一項第四号に規定する同項第三号の規定による債権の回収により取得した資産に相当する額に係る部分（以下「納付部分」という。）の額は、当該回収により取得した金額から次に掲げるものに充当した額の合計額を差し引いた額に前条に規定する割合を乗じて得た額とする。

- 一 債権（法第二十一条第一項第三号に規定する債権をいう。次項において同じ。）の管理及び回収につ

いて避けることができなかった費用

- 二 未収利息（法第二十一条第一項第二号の規定により、公庫から金銭の支払いを受けた日までのもの）
- 三 遅延損害金（法第二十一条第一項第二号の規定により、公庫から金銭の支払いを受けた日までのもの）
- 2 指定金融機関が、債権を譲渡した場合の納付部分の額は、前項の規定にかかわらず、当該譲渡の対価として得た額から同項第一号及び第二号に掲げるものに充当した額の合計額を差し引いた額に前条に規定する割合を乗じて得た額とする。

- 3 前二項の規定により計算した額が補てん額（法第二十一条第一項第二号の規定により公庫が指定金融機関へ支払いを行った金銭の額をいう。以下この項において同じ。）を超えている場合における納付部分の額は、前二項の規定にかかわらず補てん額とする。

付録第一（第三条第一号関係）

$$\text{補償料} = \text{特定資金の貸付け等の金額} \times \text{補てん割合} \times \text{補償料率} \times \text{補償期間の日数} \div 365$$

付録第二（第三条第二号関係）

$$\text{補償料} = \text{イ} + \text{ロ}$$

イ 初回約定返済日までの部分

特定資金の貸付に等の金額×補てん割合×補償料率×補償期間の日数のうち特定資金の貸付に等の実行日から初回約定返済日までの日数÷365

ロ 初回約定返済日の翌日から最終履行期限の日までの部分

計算基準額÷2×補てん割合×補償料率×補償期間の日数のうち初回約定返済日の翌日から最終履行期限の日までの日数÷365

備考

一 付録第一及び第二において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

イ 補てん割合 第五条に定める割合をいう。

ロ 補償料率 第四条に定める対象債権に係る年間補償料率をいう。

ハ 補償期間の日数 特定取引に係る補償期間の日数をいう。

ニ 初回約定返済日 対象債権の元金に係る初回約定返済日をいう。

ホ 最終履行期限の日 対象債権に係る約定の最終履行期限の日をいう。

へ 計算基準額 特定資金の貸付け等の残高（特定資金の貸付け等の金額から元金に係る初回約定返済金額を差し引いた額をいう。）に最終履行期限の日の元金に係る約定返済金額を加えた額をいう。

二 付録第一及び第二は、平年閏年を問わず適用するものとする。